

初動体制について

(1) 参集基準について

〇〇市町村社協参集基準

| | | | |
|------|----------------|--------|-----|
| 参集場所 | ①〇〇福社会館△階□□会議室 | 固定電話番号 | Tel |
| | | 緊急電話番号 | Tel |
| | ② (①が使用できない場合) | 事務局長携帯 | Tel |
| | | 総務部長携帯 | Tel |

| 参集方法 | 緊急連絡体制による参集 | 自主参集 |
|------|---|---|
| 判断基準 | <p>甚大な被害が生ずると推測される場合</p> <p>例) 地震が発生し、震度5強を記録したとき</p> <p>例) 千葉県内に津波警報が発表されたとき</p> <p>例) 大雨、洪水、暴風雨、高潮警報が発令され、県内で浸水等による被害が発生したとき</p> | <p>甚大な被害が生じた場合</p> <p>例) 震度6弱以上の地震</p> <p>※正職員は、勤務時間外や休日でも〇〇市町村内に震度6弱以上の地震が発生した場合や避難勧告・指示があった場合には、原則として全職員が参集しなければならない。その他の職員は本部長の指示による。</p> |
| ①地震 | 〇〇市町村で震度5強が発生したとき | 〇〇市町村で震度6弱以上が発生したとき |
| ②水害 | 大雨、洪水、暴風雨、高潮警報等が発令され、〇〇市町村内で浸水等による被害が発生したとき | 大雨、洪水、暴風雨、高潮警報等が発令され、〇〇市町村内で浸水等による被害が発生し、会長(〇〇長)が必要と認めたとき |
| ③その他 | 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があったときに、会長(〇〇長)が警戒体制の必要性があると認めたとき | 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があったときに、会長(〇〇長)が非常体制の必要性があると認めたとき |

※市町村により、行政の定める地域防災計画に明記されている場合もある。